



(認定~~・不認定~~) 通知書

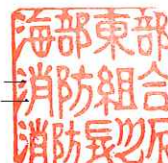
海東消第176号
平成24年6月13日

学校法人 福寿学園

理事長 竹腰憲成 殿

海部東部消防組合

消防長 林 有



消防法第8条の2の3第3項の規定により、平成24年 5月28日で申請のあった下記の防火対象物に係る特例については、(認定する~~・認定しない~~) ことを決定したので通知します。

〔 なお、この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に海部東部消防組合管理者に対して審査請求することができる。 〕

記

防火対象物	所在地	あま市七宝町安松8丁目92番地
	名称	学校法人 福寿学園 七宝幼稚園
	用途	(6) 項ニ
認定の効力が生じる日	平成24年6月13日	
認定しない理由		
特記事項		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 認定通知書の場合は認定の効力が生じる日を、不認定通知書の場合は認定しない理由を記載すること。